

会 議 録
-------

会 議 の 名 称	第5回（仮称）枚方市手話言語条例策定審議会
開 催 日 時	令和3年1月27日（水） 18時30分から20時00分まで
開 催 場 所	枚方市役所 別館4階 第3・4委員会室
出 席 者	小寺会長、東副会長、今堀委員、石川委員、川元委員、山田委員、若槻委員、森本委員、前田委員、島田委員 （事務局）山崎健康福祉部長、服部地域健康福祉室長、三谷障害福祉（生活支援）担当課長、藤本障害福祉（総務・事業）担当課長、峻課長代理、山元係長、藪本係員、上原職員
欠 席 者	中井委員
案 件 名	1. 意見聴取の報告 2. 手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例（案）について 3. 手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例（案）の答申（案）について 4. その他
提出された資料等の 名 称	資料1 手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例（案） 資料2 概要（案） 資料3 逐条解説（案） 資料4 意見聴取【実施結果】 資料5 対照表 資料6 答申（案）
決 定 事 項	
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	6人
所 管 部 署 （ 事 務 局 ）	障害福祉担当

会長 　　ただ今から、第5回（仮称）枚方市手話言語条例策定審議会を開催いたします。

　　本日はお忙しい中、審議会にご参加いただきまして、ありがとうございます。

　　今回は、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、リモートでご参加いただける委員におかれましては、リモートでご参加いただいております。よろしくお願いいたします。

　　では、案件に入る前に、この会議は公開となっております。本日の傍聴希望者がおられる場合は、これを許可します。

（傍聴者入場）

　　それでは案件に入りたいと思います。配布されています会議次第に沿って、進行いたします。

　　案件1、市民意見聴取の結果報告を事務局からご説明をお願いします。

事務局

（WEB会議の進行について説明）

（配布資料の確認）

　　それでは、意見聴取の結果について、ご報告します。資料4をご覧ください。

　　事前資料として送ったものと、本日会場にいらしている委員さんに配布しているものと、若干体裁等異なりますが、本日配布している資料に沿って、ご説明させていただきます。

　　意見聴取の概要について、本市ホームページに条例案を掲載するとともに、市内23か所に意見箱を設置し、紙で投入していただける形で実施しました。意見の募集期間につきましては、令和2年12月16日（水）から令和3年1月8日

（金）までの間に行いました。次に意見募集の周知及び閲覧場所について、枚方市役所の本館と別館の受付、地域健康福祉室障害福祉担当の窓口、ラポールひらかた、市内3か所の支所、青少年センター、生涯学習市民センター、市内6か所の相談支援センター、これらに意見募集の箱を設置しました。市のホームページにて、インターネットアンケートを実施しております。意見提出方法は紙の持参、郵送、Fax、市のホームページにてe-アンケートという方法です。

　　結果について、事前配布した資料と少し表記が異なっておりますが、意見の提出者数として23人、事前資料は意見の件数を記載しておりました。団体は4団体の意見がありました。延べの意見件数は50件。そのうち、公表する意見が38件。事前資料については、公表しない意見数をカウントしていませんでした。提出されました意見については、趣旨を損なわない程度に要約しております。

類似の意見は1件にまとめ、回答しております。また、条例に直接関係のない要望などについては回答しておりません。

それでは、ページをめくってもらいますと、意見と考え方が書かれております。ピックアップして説明させていただきます。

1、審議会の委員に医療関係者がいないのはなぜか。

→審議会については、各分野の学識経験者・関係団体・当事者から選出された委員で構成され、広い見地からご意見いただくこととしています。

2、具体的にいつ、どのような施策を行うのか明示してほしい。また、財政的な措置を条例に明文化してほしい。

→具体的な施策はこの条例には明示しておりませんが、施策の実施にあたっては財政措置が自ずと伴うものであり、この条例には明記しておりません。

5、条例が有効に機能しているか確認するために、ろう者及び関係機関等が出席する意見聴取会を年一回程度開催することを、条例に明記してほしい。

→この条例の進捗については、障害者計画において図っていくとしており、社会福祉審議会の障害福祉専門分科会において審議を行う場としています。また、意見聴取については、広報・HP等で周知いたします。

次のページからは条例に直接関係のない、ご要望を列記しています。

以上で意見聴取についての報告とさせていただきます。

会長                   この件につきまして、何か意見はございますでしょうか。

A委員                意見聴取の38件について。簡単な報告だけなので、それぞれの意見について、見ることはできないのでしょうか。

事務局               公表する内容はここに記載があるものだけとしています。  
本来は、ご要望については、公表しておりません。

B委員                A委員がおっしゃったのは、ろうあ者の生の文章は見れるのかという意図だと思います。配布資料には要約して記載されており、意見の全文を審議会の委員として見れるのかということだと思います。

事務局               全文を見ていただく準備ができていません。こちらとしては配布したものを委員に見ていただく形をお願いします。

A委員 要するに、見せてもらえないということですね。  
50の意見があった。その中に類似の意見があり、38件と書いています。  
審議会の委員として、意見の原文が見たいと言っているのです。

会長 A委員としては、生の意見を見たいということだが、事務局としては、要約  
のもので確認してほしいとのことですね。

事務局 はい、そうです。

A委員 見れないのであれば、それで構いません。

会長 ほかの意見はございませんか。  
なければ、次の案件に移ります。  
案件2について、事務局よりご説明願います。

事務局 資料1と資料5を見ていただきながら、ご説明させていただきます。  
現在も、法制の担当部局と調整を行っている途中で、今現在での条文（案）  
をお示ししているところです。審議会でご意見いただいたものから、大幅に内  
容が変わっているわけではないのですが、法令のルールに合わせた形の修正を  
していきますので、ご理解いただきたいと思っております。  
漢字の使い方について、枚方市において条例などは「街」ではなく「まち」  
と表記する。また「・」についても条例ではふさわしくないとのこと。  
条例名に「住みよいまち」とあることから、条文においても、触れる必要が  
あるようで、前文の一番最後、「活動できる住みよいまち」と変更させていた  
だいております。  
また、繰り返しの言葉は避ける必要があり、目的の「手話への理解とろう者  
への理解」を「手話への理解とろう者に対する理解」に変更しています。  
目的のところでありました「総合的かつ計画的な施策を推進し」を市の責務  
にあったほうがよいということで変更しています。  
基本理念について、繰り返しの言葉は同じく避ける必要があり、目的で使っ  
た言い回しは違う言葉に変更しています。  
市の責務の2、その他の学びの機会という文言に変えています。  
その他は、条例を作るにあたって、軽微な修正となっています。  
以上が現在のところの修正、変更点です。  
例規審査を受けますので、それが終わり次第、会長に一任いただき、確定と  
いう流れになります。

会長 　　ただ今の件について、何かご意見ありますでしょうか。  
　　いくつか修正、変更あるようですが、条例の趣旨として変わることはないよう  
　　です。

C委員 　　文章の間違いがあります。条例（案）の、市の責務「その普及の並びに」と  
　　なっています。「の」が不要です。

事務局 　　失礼しました。訂正いたします。申し訳ございません。

会長 　　ほかご意見は。

副会長 　　市の責務5項、「市民又は事業者」とあるが、その「又は」については、ど  
　　ちらでもよいと読めてしまうので、担当部局と調整いただきたい。  
　　もともとは、「や」でしたので、「及び」もしくは「や」などに修正してい  
　　ただきたい。

事務局 　　審議会で、このような意見があったことを報告し、調整します。

会長 　　このままでは、「or」になるので、審議会としては「and」でないといけな  
　　いので、調整をお願いします。  
　　ほかご意見。

D委員 　　条例の条文にルビがないので、つけてほしい。聞こえない人にわかるよう  
　　に。

事務局 　　あとで説明予定でしたが、条例が制定されましたら、ルビ版と点字版を作成  
　　する予定です。  
　　今のご意見は、条文そのものにルビをふってほしいということでしょうか。  
　　法制の部局に確認が必要ですが、おそらく条文そのものにルビをふるのは難  
　　しいと思います。しかし、市民にPRする際には、わかりやすいように工夫をす  
　　る予定です。

C委員 　　概要版にもルビがほしいです。

会長 　　概要版は市民に対する啓発で使用すると思うので、ルビをふってもいいのか  
　　なと思います。

事務局	ルビ版が必要だという認識はありますので、そのあたりは工夫をさせていただきます。
会長	ほかに意見はないようですので。事務局は今日の意見を踏まえた上で、例規審査の担当部局と協議し、それが終了した後の条例案の最終確認は、会長にご一任いただけるということでよろしいでしょうか。 骨子を変えず、訂正程度になりますので、よろしいでしょうか。
全委員	よろしくをお願いします。
会長	案件3について事務局からご説明をお願いします。
事務局	それでは、案件3の答申案について、ご説明します。 資料6をご覧ください。 今までの審議会の各委員のご意見、また意見聴取のご意見を反映した形で、条例制定後の市の取り組みについての附帯意見として 1. 手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例 別紙のとおり 2. 条例制定後に市が取り組むべきことに関する附帯意見 (1) 手話による情報発信及び情報取得に関する施策の推進を図ること。 (2) 病気や災害時でもろう者が安心できるよう手話ができる職員等の配置や、ICT機器等の整備など社会資源の充実を図ること。 (3) 手話通訳者の養成及び確保を図ること。 (4) 手話に関する施策を推進するために必要な財政措置を講ずること。 (5) この条例は、障害者計画の策定に合わせ施策の推進状況等により見直しを図ること。 以上とさせていただきます。 ご意見をよろしくをお願いします。
会長	今の事務局の説明について、何かご意見ございますか。
D委員	答申案の2(2)について。「手話ができる」というのは、どういうレベルを指すのでしょうか。
事務局	「ろう者が安心できる」というレベルを想定しています。この答申はあくまで案ですので、変更していただいてもよろしいかと思えます。
A委員	「手話ができる」と聞いたときに、自分で手話表現ができるとも取れる。ろう者としては、手話で会話ができるレベルを求めたい。聞こえる人が手話表現

をする、それをろう者がまったく理解ができないのでは意味がない。「会話ができる」という言い方をお願いしたい。

B委員 先ほどの、事務局の説明を聞くと、病気や災害時でもろう者が安心できる手話ができる職員と言っています。「安心できるような手話」というのはそういう意味だと思います。

事務局 これはあくまでも答申案なので、適当な文言に変えていただきたいと思います。

D委員 「手話ができる」ではなく、「手話で対応できる」ではどうですか。

副会長 「対応できる」というのは抽象的だと思います。さきほどA委員がおっしゃった「会話ができる」のほうが、具体的かなと。または、「コミュニケーションができる」とか。

会長 事務局は委員の意見を持ち帰ってもらって、法制担当と協議してもらうのはいかがでしょうか。

事務局 この件につきましても、最終的には会長に一任でよろしいでしょうか。

全委員 承知しました。

会長 では、ほかに意見はありますか。  
今日が最後になりますので、何かありましたら、この機会にどうぞ。

A委員 条例に関するパンフレットやチラシについて、お隣の交野市に負けないようなものを作ってほしい。良いものを交野市さんは作っておられます。

C委員 交野市が作ったものは、ルビがありますし、参考になる部分が多いと思います。

事務局 後ほど説明する予定でしたが、条例制定後は、ルビ版や点字版を作成するのはもちろんですが、市民周知として、広報ひらかた、ホームページやSNSでのお知らせをする予定です。市民意見聴取時と同様に、手話動画も掲載予定です。また、パンフレットも新年度に作成する予定です。作成する際は、委員のご意見を参考にさせていただきます。

会長 よろしいでしょうか。

副会長 附帯意見について。今までの審議会でもご意見あったと思うのですが、この条例を周知する活動も、附帯意見に加えていただけるとよろしいかなと思います。

事務局 審議会のご意見として、附帯意見に盛り込んでいきます。

会長 それでは、例規審査の確認後、審議会の答申として市長に提出します。次に、案件4について、事務局からご説明をお願いします。

事務局 答申後の流れですが、3月議会に議案を提出し、条例が成立しましたら、ルビ版や点字版を作成し、広報ひらかた、ホームページやSNSでのお知らせをする予定です。市民意見聴取時と同様に、手話動画も掲載予定です。また、パンフレットも新年度に作成するという計画です。

会長 今後の流れをご説明いただきました。

この条例によって、今後の手話に関する施策が推進されますよう期待しております。それでは、委員の皆様、1年間にわたり、闊達なご意見をいただき、お疲れ様でございました。これをもちまして、（仮称）枚方市手話言語条例策定審議会を終了いたします。ありがとうございました。